

- 求には應じ難し
- 6、業務上負傷せる際責任を以て絶對治療の件は醫師の意見に従ひ適當に處置すること
 - 7、制服着用は當分の體とし適當なる具体案を案出の上變更するものとす
- 附帯條件は考慮するの必要なからん

報告第六二六號

映畫當設事務從業員勞働爭議

發生 昭和十二年五月五日
解決 同 五月七日